

7.21夏季教研のお知らせ

「教員の処遇改善—給特法維持」の本当のねらいは？

10%手当と引き換えに、時間度外視の専門職教師づくり!

とうかいりん さとし
講師 東海林 智 さん〔毎日新聞記者〕

【日時】7月21日(日) 13時30分~16時

【主催】杉並・世田谷・特別区教組

【場所】杉教組会議室 杉並区桃井2-3-5

- JR中央線・東京メトロ丸ノ内線荻窪駅下車
⇒荻窪駅北口から①④バス停乗車5分
八丁バス停、荻窪警察署前バス停下車
＜★目印⇒荻窪郵便局となり(青梅街道沿い)、
赤色ポール入る。桃一小南門前>



— ■東京都の昨年末の教員不足数は160名。全国の精神疾患=休職者は約6000人(東京は500人)。残業時間は1か月100時間(過労死基準=80時間)というブラック現場!

●Q1「長時間労働の原因は何でしょうか?」

答<「給特法」で残業規制がない。さらに「業務の激増」「教員を増やさない」事です。>

●Q2「なぜ、教員は「残業代」が出ないの?」

答<「教員は4%手当支給するかわりに残業代を支給しない」という、法律=給特法があるからです。他の労働者と同じように「残業代」を義務付ければ、罰則規制がかかり今より減るはずです。給特法では、「教員は時間で測れない高度な専門職」という。>

●Q3「給特法でいう<高度な専門職>って?どんな教師が理想?」

答<政府・文科省の現代教師像は、「日本への愛国心」をもち、世界に打ち勝つ「高度なICT技術と能力」を持った人材育成です。そのために、時間に関係なく頑張る教員です。>

まさに時間に関係なく打ち込む、現代版・聖職教師づくりです!